

平成27年11月文京区議会定例議会追加提案事項

【平成27年11月20日】

1 文京区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（文京区例規集未掲載）

- (1) 提案理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づき、個人番号を利用する事務を追加するため、提案する。
- (2) 改正内容 番号法第9条第2項の規定に基づく個人番号を利用する事務に次の事務を追加する。
 - ・ 日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施する外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの
- (3) 施行期日 平成28年1月1日

2 文京区特別区税条例の一部を改正する条例（文京区例規集第2巻2099頁）

- (1) 提案理由 地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 徴収猶予に係る規定の追加
 - ・ 徴収金の分割納付又は分割納入の方法（第5条の2）
 - ・ 申請手続等（第5条の3）
 - イ 換価の猶予に係る規定の追加
 - ・ 職権による換価の猶予の手続等（第5条の4）
 - ・ 申請による換価の猶予の申請手続等（第5条の5）
 - ウ 猶予に係る担保を徴する必要がある場合に係る規定の追加（第5条の6）
- (3) 施行期日 平成28年4月1日

3 文京区民センター条例の一部を改正する条例（文京区例規集第3巻4590頁）

- (1) 提案理由 文京区民センターの会議室を新設するとともに、駐車場を廃止するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 会議室の新設
 - (ア) 施設名 2階E会議室
 - (イ) 使用料（別表）

使用料			
午前	午後	夜間	全日
700円	800円	800円	2,300円

- イ 駐車場の廃止に係る規定の整備
- (3) 施行期日 平成28年4月1日

4 文京区民会館条例の一部を改正する条例（文京区例規集第3巻4689頁）

(1) 提案理由 大塚北会館を新設するとともに、湯島第二会館を廃止するため、提案する。

(2) 改正内容

ア 大塚北会館の新設

(ア) 名称及び位置

- ・名称 大塚北会館
- ・位置 東京都文京区大塚六丁目15番3号

(イ) 施設及び使用料

施設名	使用料		
	午前	午後	夜間
洋室A	600円	700円	700円
洋室B	1,200円	1,400円	1,400円
洋室C	900円	1,100円	1,100円

イ 湯島第二会館の廃止

(3) 施行期日 平成28年4月1日

5 文京福祉センター条例の一部を改正する条例（文京区例規集第3巻4843頁）

(1) 提案理由 文京福祉センター湯島に施設を設けるとともに、文京福祉センター湯島における指定管理者制度の導入に伴い、規定を整備するため、提案する。

(2) 改正内容

ア 文京福祉センター湯島の施設及び利用料金の限度額（第4条及び別表）

施設名	金額		
	午前	午後	夜間
洋室	2,200円	2,200円	2,200円
和室A			1,200円
和室B			900円
和室C			800円

イ 文京福祉センター湯島における指定管理者制度の導入に伴う規定の整備

(3) 施行期日 平成28年4月1日

6 文京区介護保険条例の一部を改正する条例（文京区例規集第2巻4194頁）

(1) 提案理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の施行に伴い、規定を整備するため、提案する。

(2) 改正内容 番号法の施行に伴い、保険料の徴収猶予及び保険料の減免の申請書の記載事項に番号法に規定する個人番号を追加する（第18条及び第19条）。

(3) 施行期日 平成28年1月1日

7 文京区国民健康保険条例の一部を改正する条例（文京区例規集第2巻3891頁）

- (1) 提案理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の施行に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 保険料の徴収猶予等に係る規定の整備（第23条、第24条及び第24条の5）
番号法の施行に伴い、保険料の徴収猶予及び保険料の減免の申請書並びに特例対象被保険者等に係る届書の記載事項に番号法に規定する個人番号を追加する。
 - イ 特例対象被保険者等に係る届出に係る規定の整備（第24条の5）
区が番号法第22条第1項の規定により雇用保険受給資格者証と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けるときは、特例対象被保険者等に係る届出における雇用保険受給資格者証の提示を不要とする。
- (3) 施行期日 (2)アについては平成28年1月1日、(2)イについては平成29年7月1日

8 文京区特定優良賃貸住宅型区民住宅条例の一部を改正する条例（文京区例規集第3巻5195頁）

- (1) 提案理由 本郷五丁目特定優良賃貸住宅型区民住宅の戸数を変更するため、提案する。
- (2) 改正内容 本郷五丁目特定優良賃貸住宅型区民住宅の戸数の変更（別表）
10戸 → 9戸（1戸減）
- (3) 施行期日 平成28年1月1日

9 文京区立一時保育所条例の一部を改正する条例（文京区例規集第3巻4900頁）

- (1) 提案理由 利用料を改定するため、提案する。
- (2) 改正内容 利用料の改定（別表）
 - ア 区の区域内に住所を有する者
 - (イ) 利用時間が3時間のとき 2,100円 → 2,400円（300円増）
 - (ロ) 利用時間が3時間を超えるとき
3時間を超えた分につき1時間ごとに700円 → 800円（100円増）
 - イ その他の者
 - (イ) 利用時間が3時間のとき 3,300円 → 3,900円（600円増）
 - (ロ) 利用時間が3時間を超えるとき
3時間を超えた分につき1時間ごとに1,100円 → 1,300円（200円増）
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日 公布の日
 - イ 経過措置 平成28年4月1日以後の利用分から適用する。

10 文京区育成室運営条例の一部を改正する条例（文京区例規集第2巻2933頁）

- (1) 提案理由 保育料を改定するため、提案する。
- (2) 改正内容 保育料の改定（第6条）
月額7,000円 → 月額10,000円（3,000円増）
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日 平成28年4月1日
 - イ 経過措置 平成28年4月から平成29年3月までの月分の保育料 月額8,000円
平成29年4月から平成30年3月までの月分の保育料 月額9,000円

11 文京区立幼稚園使用条例の一部を改正する条例（文京区例規集第3巻6474頁）

- (1) 提案理由 保育料等を改定するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 保育料の改定 月額9,000円 → 月額13,000円（4,000円増）
 - イ 預かり保育料の改定
 - ㊦ 登録利用 月額6,300円 → 月額8,900円（2,600円増）
 - ㊧ 一時利用 日額500円 → 日額700円（200円増）
日額1,000円 → 日額1,400円（400円増、長期休業期間）
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日 平成28年4月1日
 - イ 経過措置
 - ㊦ 保育料に係る経過措置
平成28年4月から平成29年3月までの月分の保育料 月額10,500円
平成29年4月から平成30年3月までの月分の保育料 月額12,000円
 - ㊧ 預かり保育料（登録利用）に係る経過措置
平成28年4月から平成29年3月までの月分の預かり保育料 月額7,600円

12 文京区民センター改修工事請負契約の一部変更について

- (1) 提案理由 工事の内容の変更に伴い、契約の一部を変更するため、提案する。
- (2) 契約内容
 - ア 契約の目的 文京区民センター改修工事
 - イ 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
 - ウ 契約金額 金5億9,186万4,840円
(変更前の契約金額 金4億5,477万9,360円)
 - エ 契約の相手方 東京都文京区本郷一丁目34番4号
株式会社松下産業
代表取締役 松下和正

【参考】

- ① 工期 平成27年3月4日から平成28年2月29日まで
- ② 支出科目 平成26年度 一般会計 総務費 施設管理費
平成27年度 一般会計 総務費 施設管理費

13 文京区立アカデミー文京等の指定管理者の指定について

(1) 提案理由 区立アカデミー文京外6施設の指定管理者を指定するため、提案する。

(2) 公の施設、指定管理者及び指定の期間

- ア 公の施設 文京区立アカデミー文京 文京区立アカデミー湯島 文京区立アカデミー音羽
文京区立アカデミー千石 文京区立アカデミー茗台
文京シビックセンタースカイホール
響きの森文京公会堂
- イ 指定管理者 公益財団法人文京アカデミー
東京都文京区春日一丁目16番21号
- ウ 指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

14 文京区立新江戸川公園の指定管理者の指定について

(1) 提案理由 区立新江戸川公園の指定管理者を指定するため、提案する。

(2) 公の施設、指定管理者及び指定の期間

- ア 公の施設 文京区立新江戸川公園
- イ 指定管理者 新江戸川公園パークアップ共同体
構成員（代表者） 一般財団法人公園財団
東京都文京区関口一丁目47番12号
構成員 西武造園株式会社
東京都豊島区南池袋一丁目16番15号
- ウ 指定の期間 平成28年1月16日から平成31年3月31日まで

15 文京区立千石児童館の指定管理者の指定について

(1) 提案理由 区立千石児童館の指定管理者を指定するため、提案する。

(2) 公の施設、指定管理者及び指定の期間

- ア 公の施設 文京区立千石児童館
- イ 指定管理者 株式会社日本保育サービス
愛知県名古屋市東区葵三丁目15番31号
- ウ 指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

16 訴えの提起について

(1) 提案理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、提案する。

(2) 相手方

区民住宅使用者及び連帯保証人

(3) 概要

本郷一丁目特定優良賃貸住宅型区民住宅（以下「本件住宅」という。）の使用者は、使用料及び共益費（以下「使用料等」という。）を長期にわたり滞納しており、区の再三にわたる催告にもかかわらず、これを支払わなかった。

このため、区は、使用者に対し、本件住宅の使用許可を取り消し、平成27年10月31日を期限として本件住宅の明渡しを請求したが、使用者は、当該期限を過ぎた後もこれに応じていない。

また、区は、連帯保証人に対し、平成27年4月30日を期限として使用料等の支払を請求したが、連帯保証人は、当該期限を過ぎた後もこれに応じていない。

(4) 請求の趣旨

ア 住宅使用者に対し、本件住宅の明渡しを求める。

イ 住宅使用者及び連帯保証人に対し、連帯して使用料等滞納分等を支払うことを求める。

ウ 訴訟費用は、相手方の負担とする。

エ 仮執行の宣言を求める。

(5) 訴訟遂行の方針

訴訟において請求が認容されないときは、上訴するものとする。

【参考】

平成27年10月15日までの本件住宅使用者の滞納金額 1,095,300円

※ 月額の使用料等（平成27年10月現在） 161,400円